美術品の動産総合保険に関する契約書(案)

愛媛県美術館(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、美術品の動産保険に関し、次のとおり契約書を締結する。

- 第1条 甲は、甲を保険契約者及び被保険者とする本保険の申し込みを乙に対して行い、 乙はこの契約書並びに乙の動産総合保険・普通契約約款及び特約条項の規定に従い、保 険金を支払う責に任ずる。
- 第2条 本保険において、動産とは美術品 825点(別紙のとおり)で、甲が管理するものをいう。
- 第3条 本保険の補償額は、作品の評価額とし、<u>11,203,857,900</u>円(別紙のとおり)とする。
- 第4条 本保険の美術品の収容場所及び状況は、別紙のとおりで、いずれかの場所において保管、管理するものとする。
- 第5条 本保険の契約金額は、 円とする。
- 第6条 (・契約保証金は、<u>金 円</u> (契約金額の10分の1以上) とする。
 - ・契約保証金は、免除する。

《注》愛媛県会計規則第152条から第154条の規定によりいずれかを選択する。

- 第7条 本保険の契約期間は、令和7年4月1日16時から令和8年4月1日16時まで とする。
- 第8条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、 その都度、甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 松山市堀之内 愛媛県美術館 館長